

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策について

【雇用維持・事業継続関連】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策が、令和2年4月7日、閣議決定いたしました。雇用維持と事業継続について事業者に関連すると思われる主な拡充項目を抜粋し、取り急ぎお知らせします。

※補正予算の成立を前提としている項目があり、事業内容が今後変更等されることがあります。

1. 資金繰り対策

《特別利子補給制度》

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」等により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して利子補給を実施。

さらに事業者の金利負担及び返済負担の軽減を図るため、日本政策金融公庫等の既往債務について、実質無利子・無担保融資への借換を可能とする。

適用対象	日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方 ①個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る) …要件なし ②小規模事業者(法人事業者) …売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く) …売上高▲20%減少
利子補給期間	借入後当初3年間
利子補給対象 上限	小規模事業者3千万円 中小企業者・危機対応1億円 ※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

※詳細は日本政策金融公庫又は当所にご確認ください。

《民間金融機関を通じた資金繰り支援》

(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者 (セーフティーネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象) ①個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る) …売上高▲5% 保証料ゼロ 無利子(当初3年間) ②中小・小規模事業者 …売上高▲5% 保証料1/2 ③中小・小規模事業者 …売上高▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年間)
融資上限額	3千万円
担保	無担保

※詳細は各金融機関にご確認ください。

2. 雇用の維持

雇用維持のため雇用調整助成金を継続実施し、制度を利用する事業者の利便のため、残業相殺の停止、支給迅速化のための事務処理体制の強化、手続の簡素化を行う。

3. 持続化給付金(仮称)

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧となる給付金を支給する。

給付対象者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が今年1月～12月のいずれかの月で前年同月比で50%以上減少しているもの。
給付額	事業収入(売上)が前年同月比 50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限 200 万円、個人事業主は上限 100 万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する

※補正予算の成立を前提としている項目があり、事業内容が今後変更等されることがあります。

4. 税制措置

- ・納税猶予制度の特例
- ・欠損金繰り戻しによる還付の特例
- ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減

本資料は内閣府および経済産業省の資料より作成しております。
詳細は関連省庁のHP等でご確認ください。
併せて、当所HP等でも適宜関連する情報を発信いたしますのでご参照ください。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（内閣府ウェブサイト）
<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku.html>

○新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（経済産業省ウェブサイト）
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

○北見商工会議所ホームページ
<http://kitamicci.or.jp/>